

# 令和3年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

令和3年3月10日（水）

午前10時 開 議

## 【開 会】

### 【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名議員の指名

### 【議案第7号～第16号・同意第1号審査】

日程第2 議案第7号 令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）・・・・・・・・・・ |

日程第3 議案第8号 令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
（第3号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |

日程第4 議案第9号 令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |

日程第5 議案第10号 葛巻町表彰条例の全部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 12

日程第6 議案第11号 葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 18

日程第7 議案第12号 葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 20

日程第8 議案第13号 葛巻町出産祝金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

日程第9 議案第14号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるこ  
とについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

日程第10 議案第15号 町道路線の変更に関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 29

日程第11 議案第16号 葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めること  
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

日程第12 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求め  
ることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

令和3年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和3年2月25日（木）					
再開年月日	令和3年3月5日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和3年3月10日（水） 開議10時00分 散会12時14分					
委員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	委員氏名	出欠席の有無	議席番号	委員氏名	出欠席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7	姉帯 春治	○
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	高宮 一明	○
	5	柴田 勇雄	○	10	中崎 和久	—
会議録署名委員	2 番	遠藤 裕樹		7 番	姉帯 春治	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉		議会事務局長補佐 兼総務係長	和野 美歌	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長		健康福祉課長	檜木 幸夫
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	松浦 利明
	教 育 長	高 畑 嗣 人	建設水道課長	和野 康 弘
	農業委員会長		教育次長兼こども教育課長	千葉 隆 則
	代表監査委員		まなび交流課長	大久保 栄 作
	政策秘書課長	中 山 優 彦	病院事務局長	大石 和 人
	総務課長	服 部 隆 行	政策秘書課主幹兼 政策秘書室長兼政策推進係長	波 紫 徳 彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石 角 則 行	総務課副主幹兼財政係長	近 藤 桂 太
会計管理者兼住民会計課長	坂 待 典 子			

( 開議時刻 10時00分 )

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

朝の挨拶をします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長から、遠藤裕樹委員及び姉帯春治委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

初めに、日程第2、議案第7号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。近藤委員。

近藤聖委員

8ページ、債務負担行為補正の追加のところですけども、ここの2項目めの葛巻町森林組合の事業運転資金に係る損失補償のことについて、これ去年も出て質問したんですが、まだ理解不足ですので、説明をお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

債務負担行為につきましては、葛巻町森林組合の事業運転資金に係る損失補償ということで、森林組合が金融機関から借入れする短期資金の償還に係る元金及び利子について、町が損失を補償するものでございまして、その限度額を1億円とするものでございます。

これまでの経緯を申し上げますと、平成13年に3,000万円の補償をいたしまして、その後16年に5,000万円、28年に1億円ということで、5年間の期間でございましたが、その経過したことから、引き続き継続するというものでございまして、委託事業分が5,000万円、林産事業の分が5,000万円として、1億円と算出して補償するというものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

ありがとうございます。確認をしたいんですが、これは実際に補償が発生しているということでしょうか。補償が発生するとすれば、どのような中身が教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

損失補償でございますので、仮に返済できなくなった場合には町のほうで負担するというものでございますので、現時点では発生しているものではございません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

今のお聞きすると、森林組合の財務状況といいますか、経営状況については、補償がないということは、順調にいつているというふうには受け取られるんですが、そのように捉えていいのでしょうか。それとも、経営状況について、何か分かることがあれば説明をいただきたいのですが。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

こちらのほうでは、総会等の資料等を提出していただいておりますけども、今回の1億円につきましては問題ないということでの判断をしたところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

私のところに届けられた町民の声があって、私が答えられないので、今質疑で言わせていただいています。

この債務負担行為というのは、法的には問題はないのですか、教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

町のほうといたしますと、林産加工委託事業の補償の分につきましては、町内の雇用

が確保されるという、経済効果も大きいということで、公益性も高いというようなことの判断で損失補償をしているもので、特に問題はないという判断で損失補償したということでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

判断は分かりました。法的根拠は何か、こういうものだよということがあったら説明ください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。今般の組合に対する損失補償の関係でございますが、法的な部分でございますが、法人に対する債務保証、こちらにつきましては原則として禁止されておりますけれども、行政実例によりますと損失補償については法律の規制するところではないということございまして、法的に問題はございません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

分かりました。昨年度3月に同じく補正予算で出されています。去年もお聞きしましたが、去年のが令和元年から令和3年まで、今年は期間が令和2年度から4年度まで、ここが変更になっているということで今回は捉えていいのですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

1年延びたということでの補正でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

9ページお願いいたします。9ページになかなか出てこないと思われる地方債ですが、

減収補填債が440万円ほどこのように計上になっております。この減収補填債、どのような場合に減収補填債で地方債を起こせるのか。あるいはまた、後年度の起債の、何かまた特別なものがあるのじゃないのかなというふうに思われますので、この内容についてお知らせいただきたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。今回追加で上程をさせていただきました減収補填債 446万1,000円でございますが、こちらにつきましては新型コロナの影響によりまして、地方税収の大幅な減収が見込まれております。そういった中で、令和2年度、今年度に限りまして、対象が拡大された税目が7税目ほどございます。そのうち、葛巻町において減収が見込まれますたばこ税、それから地方揮発油譲与税、こちらの減収分に補填するものでございまして、こちらの元利償還金につきましては、後年度の基準財政需要額、こちらに算入されることによりまして財源措置をされるものでございます。参考までに、この446万1,000円の内訳でございますが、たばこ税分が337万9,000円、地方揮発油譲与税が108万2,000円、こういう内訳となっております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、後年度に基準財政収入額、こちらのほうとの関わりがあるというふうな形でしょうけども、これ、後での地方交付税の算入は、何年後にこういったような算定がなされるのか、お知らせいただきたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。補填債の利息分につきましては、来年度からスタートいたしますので、開始時期は令和3年度となっております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。あと財源内訳としましては、一般財源と特定財源ありますよね。こう

いったような部分については、この補填債はどちらになるのでしょうか、お知らせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。地方消費税、このうち2.2%が交付されるわけですが、そちらの半分ずつ、2分の1が県と町、それぞれに交付されるものでございまして、一般財源分につきましては人口及び従業者数に基づく案分によって交付されます。また、社会保障分につきましては、人口割にて案分されて交付されるというふうな中身でございまして、以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

次に、14ページと33ページの関係でお伺いしたいと思います。ここに畜産競争力強化整備事業の補助金が、歳入にも歳出にも計上されておりますが、これは2分の1の国の補助があるようですが、額も大分大きい補助金でございまして、3億3,800万円ですか、このぐらいの大きな額になっております。こちらのほうの事業の対象戸数、あるいは事業内容について、お知らせをいただきたいと思います。

それで、あとこういったような補助金を活用した酪農の畜産振興に関わる事業費だと思っておりますが、今後こういったような大型事業が出てくるような部分については、どのような考え方になるのでしょうか、お知らせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

畜産競争力強化整備事業費補助金、国の2分の1補助でございまして、こちらにつきましては町のクラスター協議会への補助金ということになります。したがって、町をいわゆる通過するのみということになるものでございまして、歳入歳出同額となるものでございまして、

内訳でございまして、大型牛舎が2棟でございまして、両方とも江川地区でございまして、1棟は120頭規模のロボット搾乳の牛舎、こちらが、事業費が4億9,531万円、補助金が2億2,513万9,000円、それからもう一棟が80頭規模のつなぎ牛舎ということで、総事業費が2億4,837万7,000円、補助金の分が1億1,289万8,000円と

ということで、補助金の額を合計しますと3億3,803万7,000円となるものでございます。  
こちらの畜産クラスター事業の関連の牛舎整備につきましては、国のほうの三次補正に対応したものでございまして、繰越明許費として3年度に繰り越すものでございます。国のTPP関連の予算というようなことで、酪農業と申しますか、生産基盤を強化すると、国の政策に基づいた事業ということで、今後も国のほうでも継続していくものと思われまいますので、町のほうといたしましても希望する農家さんがいた場合には、積極的に対応してまいりたいというように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。これまでもこういったような事業で、整備事業に乗った事業はどの程度あったでしょうか、お知らせいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

畜産クラスター事業につきましては、江川地区で既に牛舎1棟が建築されているところでございます。そのほかに、これとは別に草地畜産基盤整備事業という農業公社が事業主体となる事業もございまして、こちらのほうでも併せて大型牛舎の建築を進めているところでございまして、こちらのほうでは既に2棟の牛舎が建築終わりました、今建築中のが1棟、さらにもう1棟建築というようなことで、酪農体制の強化を図るための牛舎建築としてハード事業を進めているという状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この強化事業については分かりました。  
次に、12ページと地方創生臨時交付金10分の10、1億7,000万円ほどの補正額のようにございますが、これと31ページのテレワークの関係があるのじゃないのかなと思っておりますが、これも金額が非常に大きい事業でございますので、31ページのテレワーク等の中身について具体的に説明をいただけないでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。



**政策秘書課長（中山優彦君）**

ただいまのご質問にお答えをいたします。まず、地方創生臨時交付金の収入支出についてのご質問と受け止めておりましたが、今年度テレワーク関係の調査をいたしました。テレワーク先進地・くずまき構築プロジェクト委員会という委員会を立ち上げまして、令和2年度から令和4年度までに葛巻に適したテレワークというものはどういうふうなものかということで、今年度委員会の中でいろいろと検討していただきました。今年度につきましては、この葛巻に合ったテレワークというものはどういうふうなものかというふうな概念、それからまたこういうふうなところにはこういうふうな施設というようなゾーニングをさせていただきました。令和3年度からは本格的に、今年度調査したことに基づいた、さらに掘り下げた調査検討、それからテレワーク施設については、核となる町内の中心地にテレワークサテライトオフィスを建設して、外部からの企業等呼び込みたいというふうなことで考えております。

地方創生の臨時交付金10分の10をこちらのほうの事業に充てまして、来年度ワーケーションの検討、それからテレワーク施設の整備工事、それからテレワークに関する機器を整備しようとするものでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

これも新しい事業なわけで、今まで経験のしたことのない事業ですよ。それで、例えば現時点でこのテレワーク、ワーケーション、こういったような部分で葛巻へ希望している企業とか、ぜひ整備してほしいとか、そういうふうな要望等はどのような状況になっているのかお知らせをしていただきたいと思いますし、また備品購入費でも額4,000万円で、町にとっては大きな金額ですよ、幾ら10分の10といえども。そういったようなことで、どのような備品購入を考えて、そしてまたこれが使われなかったような部分についても、そのリスクがあるようなことも考えなきゃ駄目なわけですが、そういったような部分ではどのような使い方をするのも併せてお知らせをいただきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

政策秘書課長。

**政策秘書課長（中山優彦君）**

ただいまのご質問2点と受け止めておりました。希望する企業があるかと、それから備品の購入の内容ということでございますが、企業につきましては、現在のところ、希望する企業というのには至っておりませんで、これから本格的にそういうような募集といたしますか、模索していかなければならないということで、今これも委員会のほうで、全国各地で同じことをしているわけでございまして、葛巻ではどういうふうな差別化が

必要かということで、例えば脱炭素であるだとか、そういうふうなものもPRの一つになっていくんじゃないかというようなこともありまして、今それらをさらに絞って、企業のほうにアピールをしていくというふうな段階でございます。

それから、備品の購入費につきましては、少し時間をいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今施設の活用について担当課長のほうから説明をしたわけではありますが、現段階でしっかりと決まっていることはないという話をさせていただいておりますが、実際に今具体的に町内に関わっている企業の方々と、どのような活用が可能かという部分の中で、例えば風力発電施設事業者等、あるいはトヨタ関連のグループの事業者等ともありますが、それぞれの企業からこういう形で活用が可能であるということと、いつ頃からそういう活用が図れるのかということの問合せといたしますか、打合せ等の中で出ている状況にあるものであります。

その主なものとしたしましては、1つには職員の研修を随時、小グループであります。繰り返しながら、そういう遠隔でのテレワーク等々の作業がどういう形で進めていけばいいのかという部分もあるわけではありますが、そういう中でのこういう形の中で進めていきたいというような提案もさせていただいている部分でありますので、この施設整備が完成しますと、具体的にはそういう活用が出てくるものと、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

備品購入につきましてお答えをいたします。まずは、ウェブ会議システムというふうなこと、それからWi-Fi環境の構築ですとか、あとはデスクだとか椅子の備品購入、それから個人用のブースというふうなのを設けるわけですが、それらの機器類ということで考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

例えばこの施設ができた場合には、何社ぐらいこれに入居できるスペースになるのか、お知らせいただきたいと思います。

それからまた、この入居の際には何か使用料とか、利用料とか、そういったような部

分についても発生するかどうか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

サテライトオフィスのスペース、何社程度入れるかというようなご質問、それから使用料は幾らになるかというご質問と受け止めておりましたが、施設の整備がシェアオフィス、それからコワーキングスペースということで、基本的には共有スペースといますか、そういうふうなもの、大きなスペースを設け、そしてまた各企業が入れるようなブースを何か所か設けるわけですが、基本的に考えているのは1社か2社が入っていただければいいのかなというふうに考えておりましたが、その共有スペースを使うに当たっては、3社、4社になっても問題はないものかなというふうに考えております。

それから、使用料につきましては、これからまたその辺は考えていかなければならないということで、現在のところはこれくらいというふうな形ではお答えすることができませんが、これから検討していくものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、完成した暁には、これは公の施設というふうな捉え方で管理運営していくことになるでしょうか、お知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

ただいまのご質問のとおり、公の施設として管理していくような形になります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山崎委員。

山崎邦廣委員

ページは10ページになります。事項別明細の総括の部分ではありますが、今回の補正、年度の最後と思われませんが、特別交付税、3月交付の計上、補正がないようであります。それで、交付税の見込みと併せまして、その程度をお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回の補正の中に、3月、例年交付されております特別交付税の計上がないのではないかとご質問と思いますが、これにつきましては例年3月20日過ぎになりましてから、3月の交付の特別交付税が確定することになっておりまして、今回の補正予算には計上はしていないところでありますが、見込みということでございますのでお話をいたしますが、今回現段階での特別交付税の予算額であります、2億円になっているものであります。そして、これは12月の実績は1億9,900万円ほどでございます、予算との乖離が100万円ほどになっているわけですが、今度3月交付が予定されております。これにつきましては、全国的に台風被害あるいは大雪の災害被害等の発生状況によりまして、この積算がされておりました、その積算の内容については公表もされておられませんので、町のほうとしての見込みといたしましては、例年ではありますが、過去3年間を平均いたしまして、令和2年度の予測をしておるところであります、そうしますとその3月交付はこれまでの平均からしますと1億9,000万円ほどになるものと見込んでおるところであります。いずれまだ確定しておられませんので、計上はしていない状況にあるものであります。以上であります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

それともう一点でありますけれども、令和2年度の繰越額であります。その繰越額の見通しにつきましてはどうでしょうか、伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

3月末での繰越しの決算の見込みということでございますが、現段階でといいますか、3月補正の段階で、まず繰越しとなる財源といたしましては、予備費ではありますが、予備費に今7,470万円ほど計上することになるものであります。今回の補正によりまして、そして、そのほかに各不用額というものも例年それぞれの科目のほうに出てまいります、これにつきましても今回9,200万円ほど一応予測しているものであります。そのほかに、今お話ししました3月の特別交付税の部分の交付と差額、今計上しておりますから、その差額分が今回財源となってくるというものでございまして、一応特別交付税の今計上しているものが2億円でございますので、その後の見込みを、先ほどお話ししましたが、そうしますと差額が1億6,000万円ほどになるものでありますので、トータル

しますと約2億8,000万円ほどに今回繰り越し、実質収支ということになるわけですが、そういう形で今見込みとしては思っているところであり、そうしますと、実質収支比率も6%かその辺になるかと思いますが、おおむね標準的には5%程度ということになっておりますので、おおむねその額を繰り越せる見込みになっているということでございます。よろしくどうぞお願いします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第7号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第8号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第8号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第9号、令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号、令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第9号、令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第10号、葛巻町表彰条例の全部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今回の表彰条例につきましては、全部改正というふうな形になっております。この新たに全部を改正しようとした表彰条例の何か背景とか、課題があったのかどうか、お知らせをいただきたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

政策秘書課長。

#### 政策秘書課長(中山優彦君)

ただいまのご質問にお答えをいたします。全部改正が必要なのはなぜかということを受け止めておりましたけれども、表彰条例のほうでございしますが、昭和34年に制定されまして、昭和50年に一部改正をして、それ以後一度も見直しがされていなかったということございします。これまで表彰規程のほうを一部変えたり、見直しをしたりということでも、今回66周年記念式典もございしますので、そちらのほうに合わせて今回見直しを行おうということに至ったものでございします。

議案資料のほうにその詳細のことがついておりましたけれども、表彰規程の部分の骨子の部分を条例のほうに盛り込んで、そしてその条例の細部にわたる部分には施行規則を設けて、これから運用していこうというものでございします。

これまで表彰を受けた方々に影響というものが出ないのかというふうな心配もあるかと思っておりますけれども、それは中身のほうは踏襲するような形になりますので、影響はないものでございします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

事情は分かりました。確かに現行の表彰条例につきましては、昭和34年に制定されたものでして、今から62年前ですよ。そういったような古さもありましたし、それからこれに基づく表彰規程についても、告示というふうな形で施行されておりますよね。こういったような事情も背景にはあったのではないのかなと私自身は拝察しております。こういったようなことで、今回表彰も5種類、このように規定をされております、第2条で。それで、例えば町勢功労表彰と顕彰の部分については、その重みはどのような感じを持ってのこの5種類になるのか。町勢功労表彰あるいは顕彰といったような場合には、この表彰には重みもあろうかと思っておりますが、どのような感じで、この顕彰とか町勢功労をこのように設けているのかお知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

条例のほうに5項目ほどというふうな話ございましたけれども、重みということですが、町勢功労表彰がまず葛巻町では最高の賞というふうなことで、これまでもそういうふうなやってきたわけでございますけれども、顕彰だとか今回設けたというようなものについては、例えば町勢功労賞には該当はなかったものの、功績のあった人をたたえるために、そういうふうな部分に当てはめて考えていこうというようなこともございますし、いずれもうちょっとのところで町勢功労に達しなかったとか、そういうふうな方々をたたえてあげたいということでの今回の条例でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その辺もはっきりはしていないような受け止め方をしておりますが、その辺のところもきちっと整理した上での施行になればいいなど、このようにも思っております。

それで、第3条の町勢功労表彰については、これは一般町民の方が対象なのか、例えばこれと第5条の特別功労表彰、ここの部分については特別職の方々が1号、2号で規定されております。そうしますと、特別職の方は第3条の町勢功労者というふうな形にはならないのかどうか、その辺あたりの区分はどのようにお考えでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

**政策秘書課長（中山優彦君）**

お答えをいたします。特別功労表彰に該当する方が町勢功労表彰のほうの該当にならないかという、これは基準からいくと該当になりません。例えばある委員を20年以上務め、町の部分を10年以上勤めた、そして60歳以上の方というふうなことでなっているわけですが、特別功労表彰のほうは、それに該当しなくても特別職の方が、長の方が4年以上務められたとか、あとは副の方が8年以上務められた方というふうなことで特別表彰というふうなことでありますので、その方々が町勢功労賞の該当になるかという、そうではないということになります。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

3条と5条、この区分についても、5条が主に特別職のような感じがするわけです。一般市民の対象の方が第3条の規定のほうで、より多くの表彰にやっていくとか、そういうふうな、これではそのように受け取れますよね。そういったような面はどうか、もう一度お知らせしていただきたいと思っておりますし、あとこの第3条の、例えば一般市民を対象とするならば、この中に用語として出てこないんですが、スポーツ部門についてはどの分野で、このスポーツという用語が全く入ってこなかったのか。例えば他町村の例などを見ますと、やっぱり文化とスポーツは一体のものだというふうな感じで出てきますよね、一般的には。そういったような面では、スポーツ振興、全くどこにも出てこない。そういうふうなことが感じられますが、いかがでしょうか。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

政策秘書課長。

**政策秘書課長（中山優彦君）**

それでは、先ほどの説明はちょっと明確な部分が欠けておりましたので、もう一度説明させていただきますけれども、町勢功労につきましては実績のある方々にとにかく表彰するものでございまして、特別功労表彰につきましては年数込みで考えるものでございます。それから、スポーツの関係、体育の関係につきましては、第6条のほうに特別表彰ということで載せておりますので、これまでの条例、規程から外れるものではないということでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**



スポーツの部分は第6条というふうなことがありましたが、これ文化もありますよね。文化は、きっちりこちらのほうの第3条の第1号にも掲げられているわけです。ですから、こういったようなことも、中身を見てみますと矛盾があるのではないのかなど。これは主に、第6条のほうの分については、第1号の部分ですくい上げるというふうな部分で、各種大会の上位成績者などを顕彰するためになるのが第6条じゃないのかなと思います。スポーツとか、文化とか、産業とか、これまでやってきたいわゆる特別表彰ありますよね、表彰規程の中で。こういったような部分を吸い上げる。それから、スポーツでも文化でも、長年、選手でなくても振興している方々があるわけですよ。そういったような方々は、やはり第3条に規定しておくべきではないのかなという指摘でございます。もう一度そこをお知らせいただきたいと思います。

それから、この表彰条例の部分については、どちらかといえば町の特別職とか、いろいろな役職をやった方が主になっておりますが、国とか県の公職にあった方々への配慮が、これまで見てみますと足りなかったのではないのかなと思うんですが、その辺はどのような取扱いにするでしょうか。町民のために、国や県の各種委員などを長年やっても、何ら町勢功労とか、いろいろな功労にならない方も過去にはたくさんあるのではないのかなど。功労は、町民に対する功労なわけですから、それぞれの各町民にわたるこの功労については、国や県の公務で一生懸命頑張っていた方には、こういったような町勢功労とか特別功労を授与すべきではないのかなと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

ただいま柴田委員のほうから、第6条部分を第3条のほうに入れたりだとか、あとは県の要職にあった方々はどうするというふうなこともございました。少しその辺につきまして調整をさせていただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。今例えば町民の中で国、県で活躍されておられる方々、あるいは今回特別表彰という中では、スポーツあるいは産業部門の大会等において優秀な成績を収めた方々がこれまでの規定の中で表彰されてきた経緯がございまして、それを体系づけたような形にはなっているところでありますが、そういう中に、今回の町勢功労者表彰、あるいは特別功労者表彰、そして特別表彰ということで部門的には分かれるわけですが、この条例の下に細部の、今お話ありますような部分も含めてでありますが、細部の規定を規則等々に規定をさせていただいて、明確にしていきたいと思います、この

ように思っています。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

それから、これまでも例年町勢功労者表彰などをずっとやっていますよね。これまでの例えば受賞された方々のこの功労がこの条例で引き継がれますか、この条文で。そうでなければ、これとの均衡が図られないわけですよね。例えばこういったような条例つくる場合には、その経過的な、この条例で表彰されたものとみなす規定とか、そういったようなものがなければ、今までやってきた方は全く何もない表彰になってしまうような感じですが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

これまでの表彰を受けた方が引き継がれないのかというふうなご質問ですけれども、条例そのものにつきましては、第3条というものが引き継がれる形でございまして、これまで規程に関する部分でいろいろと細かい部分を設けてきたものでございまして、その分につきましては今後規則というふうなことで設けていこうとするものでございまして、これまでの表彰を受けた方が今回の条例によってなくなるのではないかというふうなことではございません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そういったようなみなし規定が、ぜひこういったような部分では私は必要だと思います。そうでなければ、これまでせっかく頑張って表彰を受けたような方々が浮かばれないんじゃないですかね。そういったようなことも含めたような中身で改正していかなければならないんじゃないのかなという、まず指摘をさせていただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたとおり、表彰が5つになるというふうなことで、この表彰の部分については、9ページにありますけれども、表彰委員会を置くというようなことになると、この表彰委員会、この5つの表彰の部分については全て表彰委員会を開催して決定していくつもりなのかどうか、その辺についても伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

いずれにつきましても、表彰審査委員会のほうで審査をして決めていくということになるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

違うほうのというふうなことよりも、この表彰委員会で全て、そういったような重要な部分は条例で定めなきゃ駄目なわけで、このままでいきますと全部、5つやる場合には、表彰委員会を開かなきゃならないというような形になるというふうに思われます。そういったようなところも、細部にわたってもう少し内容を検討した上で、いい条例、そしてまたこれに伴う施行規則等を設定すべきではないのかなど、そのように私は思います。いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。今回の表彰、町勢功労表彰から団体表彰まであるわけですが、これにつきましては規定の中に、12条に委員会を設置するというので、今回の表彰全てにおいて委員会で決定するという、そういう考え方でこの整理をしているのであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

施行規則つくる際にも、条例事項でなければならないものか、規則でいいものか、その辺をはっきり明確に区分をして、条例でやらなければならない部分は改正してでも、後でそのような形が必要になってくる、私はそのように思っております。この中身の検討も併せてやっていただければなど、そのように思います。これはこれにしてやって、後に改正部分については改正をしていくというふうなことが私は適切ではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

## 副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回の改正につきましては、先ほど申し上げているように、各表彰部門ごとに表彰の該当するものについての概要をしっかりとここに整理しておるわけですが、さらに手続上につきましては、今委員からもおっしゃいますように、規則等々でさらに手続等は示していくものでありまして、これにつきましてはただいまご意見をいただいた部分等も含めて、その規則の整理に当たってまいりたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号、葛巻町表彰条例の全部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第10号、葛巻町表彰条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで11時25分まで休憩します。

（休憩時刻 11時16分）

（再開時刻 11時25分）

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

輝くふるさと議案審査、次に日程第6、議案第11号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

## 柴田勇雄委員

今回の占用料徴収条例につきましては、国のほうの法令が改正になったというふうな理由なようでございますが、現在この占用料をいただいている一番収入の多い上位物件は、この表の中でどれが一番大きく占める占用料なのか、どのぐらい、一番多いので結構ですので、お示しをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。まず、今回の条例でございますけれども、対象となるものが主に電柱とか、あと支線柱という、いわゆる通信網とか、電力、そういったものが多く発生しております。また、それに伴いまして、電線とか、あと地中配管など、これもやはり通信設備だったり、電気設備等が主なものになっております。そのほかに水路とか、あとは道と呼ばれる、いわゆる赤線、青線といったようなところもございますけれども、主に電柱、支柱、また電線等が主な占用料の項目になってございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

電柱が多いというふうなお話なようでございますが、今回のこの改正によって、どのぐらいの引上げ額が予算のほうに計上になっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。令和2年度としましては、約110万円ほどが見込まれてございました。今回改正に伴いまして、あくまでも想定です、本数が変わったりとか、延長が変わったりとか結構ございますので、現在の段階で想定いたしますと141万円ほどということで、約30万円ほど増になる見通しと考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

30万円ほどというふうなことです。そうしますと、ちょっと私も調べてみたんですが、元年度の決算では129万8,000円で、大体130万円ぐらいですね。少なめに当初予算に計上していればそれまでなんですが、そのような理解でいいんですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

## 建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。委員さんお察しのとおり、少なめに計上しているというのが現状でございます。どうしても電柱の建て替えが発生したりと、あるいは電線を張り替えたりとかということで、占用物件にならない物件も出てまいります。そういったところを勘案して、若干少なめに計上しているということをご理解いただければと思います。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第11号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第11号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第12号、葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありません。辰柳委員。

## 辰柳敬一委員

高原食品センターの条例の一部改正であります。第三セクターにつきましては、本町を本当に代表する、あるいは全てのイベント、行事等において、第三セクターのそれぞれ力なくしては立ち行かないと、そういった状況であります。そういったことから、第三セクターで働く職員の皆さん方には心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

そこで、お伺いするわけではありますが、ワイン・ジュース工場等の利用料の引下げであります。1点目ではありますが、年間にどれくらいの使用料になるのか。この引下げによって幾らぐらい引下げになるのか、まず第1点、その点をお伺いしたいと思います。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

## 副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。現在はトータルで、トータルといいますか、ワイン工場、ジュース工場で1日2万8,000円になっております。そしてまた、山菜加工場がありますが、1日2,700円になっておりまして、年間ありますと365日になるわけでありまして、1,120万円ほどになっているものであります。それを今回改正いたしますと、約30%ほど減、使用料から値下げした形になって提案しているわけでありまして、そうしますとワイン工場、ジュース工場がありますが、1万8,700円になりますし、それから2,700円のところが1,800円になるということで、トータルでいきますと改正後には740万円ほどになりまして、350万円ほどにトータルでは減額になるというような状況になっているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

今回引下げに至った経過についてお伺いしたいと思います。コロナによる販売不振であるとか、いろいろあるかと思いますが、その辺の背景についてお話をいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

経緯でございますが、町が高原食品センターを整備しておるわけでありまして、株式会社岩手くずまきワインに貸付けしていることよっての使用料を納付していただいているというものでございます。そういう中に、使用料の設定に当たりましては、施設整備に係る費用、それから施設の耐用年数、町が管理するために支出する経費等を基に使用料を算定しているものであります。そういう中に、これまでも、昭和63年からそういう制度によって使用料をいただいているわけでありまして、最近でありますとその中に追加した施設等々も合わせながら、利用料金の改定をこれまでも6回ほどしてきておりまして、最近ですと平成23年度と平成27年度に行っておりまして、耐用年数の経過などに合わせて使用料の値下げをしているというのが実情であります。

そしてまた、この使用料改定につきましては、当初整備してから32年を経過しておりまして、その施設あるいは設備の償却が進んでいること等も考慮して、今回の引下げをしているわけでありまして、これまでに実施してきました維持修繕費、あるいは施設の老朽化等に伴っての今後実質的に必要な経費等を、町が負担する部分であります。勘案しながら、今回使用料のおおむね、今までの使用料の70%程度の水準に引き下げることにしているものであります。いずれ32年ほど施設も経過しているということと、減価償却が進んでいるということとを考慮しての町の、そういう中にも今後維持していくための維持管理の費用等を勘案して、今回70%程度に値下げをした案で提案している

という内容になるものであります。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

分かりました。年数が経過をして、償却も進んでいるというようなことも勘案したと。そこで、最初に投資をして、町のほうで造って、ワイン工場に貸して、使用料をいただいているということではありますが、その投資をした額、あるいは今利用料、その辺の計算をしたことがあるのであれば、その辺の比較というか、現在はもう償却がどんどん進んでいる中での使用料であるわけではありますが、その辺を町として計算したことがあるのであれば、その辺をお知らせいただきたい。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の改正に当たりまして、やはり施設整備に係る費用というような部分もございしますので、これまでの試算を、32年ほど経過する中での施設整備に町が投入してきた経費を積算してみたところではありますが、施設整備、そしてまた当初時の加工研究といいますか、そういう費用としても、施設整備以外にも技術研究等々の人材育成といいますか、そういう部分でも当初の立ち上がりの時期には支援をしてきているわけでありまして、それからヤマブドウの補助の整備もしてきたものでありまして、そのほかにウッディの管理等々も一緒にワイン工場のほうに管理していただいているという状況もございまして、そういう試算を、これまで投入してきた額トータルであります。4億5,700万円になるものであります。その中には、起債等で国の交付税算入されている部分もありますので、そういったふうな部分は除いて、直接町が負担していると思われる額が4億5,700万円になっているというものであります。そういう中に、この使用料であります。これは4億8,900万円に現在なっております。この中には、寄附金として2,000万円ほども当時ありましたので、それも一緒に入っているものであります。4億8,900万円ほどになっておりまして、その比較をしてみますと、3,200万円ほど町のほうとしては多く、負担より多く使用料をいただいているという状況にはあるものであります。今後町が維持管理していく費用として、大規模改修等々も含めてあるわけでありまして、そういう対応をしていく財源にもしていかなければならないということと、今回の改正によって見込まれる額は、まさにそういう財源として充当させていただくという内容になるものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。



(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第12号、葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第12号、葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第13号、葛巻町出産祝金条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

まず、出産祝いでございますけども、1人につき10万円ずつプラスされていくわけですが、この額に定めた分についてはどのような理由があつてこういうふうにしたのか、お聞きします。

#### 輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

健康福祉課長。

#### 健康福祉課長(檜木幸夫君)

出産祝金の額についてでございますけども、はっきりお祝金として支給というか、おあげするものでございますので、幾ら支払ってくださいとか、国のそういうふうなものはございませんので、町で考えてその金額を定めたというふうなものでございますが、やはり条例をつくるに当たりますと、他町村等の条例なんかを調べまして、他町村としてはどのようにおあげしているかというふうなものを参考にいたしまして、今回額を決めたところでございました。

これまで町では、マタニティライフサポート補助というふうなものを、妊娠届があつた際に5万円、皆さんにおあげしておりました。また、家族の方が出産に立ち会うために、例えば盛岡だった際に、宿泊助成というのを1人に対して1万円おあげしておりました。実は、そのサポートを5万円増額して10万円にしようかというふうな案もございましたけども、やはりもっと出産を増やしたり、子育てに対して町として応援していきたいというふうな意味から、5万円の増額というふうなことではなくて、やはり1人に対して10万円おあげしたいというふうな根拠で、最初10万円となりました。

そして、子供をいっぱい産んでもらいたいという意味から、あるいは子供がいっぱい生まれると掛かりもかかるということから、生まれた順に増やしていこうというふうな

形で、他の町よりはさらに葛巻町として一步進んでおあげしたいというふうな形から、2人目から20万円、3人目以降は30万円をおあげしたいということの考えから、10万円、20万円、30万円というふうな金額で、申請があった場合に交付するというふうな考えで、今回提案させていただきました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

まず1つは、葛巻町では広域町村からかなりお世話になっている仕事場があります。ただ、若い方々が、誰から聞いても仕事、働くところがないと、大変だという話は聞いています。だから子供が少ないわけではないと思いますけども、やはり仕事をするにはかなり不便さを感じているようですので、こういうのについてはもうちょっと若い方々からのアンケートというか、そういうものを聞きながら、そしてまた岩手県内でどれぐらいの出産祝いを出しているのか、その辺をまず本当は聞きながら設定するべきではなかったかなと思っていますけども、最終的には岩手県内で一番支払っているところはどこの町村ですか、お祝金を。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

調べておりますので、ここでご報告したいと思います。今調査している段階では、県内で6つの市町村が出産祝金を交付しておるようでした。コロナの関係で10万円追加して、5月以降に生まれた子供にもあげるよとか、そういうふうなものもございましたけども、そういうのは除いて、純粹に出産祝金というふうな形で支給しているものというので調べてみました。久慈市が1万円、一関市が第1子2万円、第2子以降5万円、八幡平市が5万円、雫石町が第3子以降10万円、それから住田町が今第3子30万円、第4子50万円、第3子以降というふうな形です。それから、岩泉町のほうでは、第1子5万円、第2子7万円、第3子10万円というところで、確かに一番ではないですけども、葛巻町としては出産のときにこの補助金、あるいはマタニティライフのときに補助金、あるいはこれから支払われるであろう教育委員会のほうの関係の助成を通して、子育てに優しいまちづくりを進めていくという意味で、今回出産祝金条例を新たに考えたものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

まずいろいろ考えて、こういうふうにしたということではありますが、恐らく議会が終わると、郷土新聞出しますけども、この出産祝いばかりじゃない、今課長さんが話したのも含めて、新聞等でも説明を出したほうがいいんじゃないかなと思っていますし、またこれからも若い方々を大事にするためにも、そういうふうな工夫が大事でないかなと思います。よろしくお願いします。終わります。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員。

#### 遠藤裕樹委員

私も、この取組は大変よい取組であると考えます。葛巻で子供を産み育てていく方々、大変助かると思いますが、この3条であります、対象児と引き続き5年以上本町に住所を有し、居住しようとする者という規定がございますが、例えば何らかの事情で、ただいてから1年後にどうしても引っ越しせざるを得ないというような事情があった場合、この補助金は返さなきゃならないものか。返納規定の中には不正の手段によりというような規定はありますけども、どうしても引っ越しせざるを得ない事情等も出てくるかもしれませんが、その辺はどのように考えるのかお伺いします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

#### 健康福祉課長（檜木幸夫君）

今回の条例の計画の背景には、今おっしゃられましたけども、やはり町としますと長く住んでいただいて、葛巻に住んでいただいている方をまず対象に考えると、年月関係なく、葛巻に今まで住んでもらっていて、これからも住んでもらうという人には、本当に喜んでおあげしたいし、その年月というものをなくやりたいというふうな考えもございます。ただ、やはり定住のほうの関係とかというのもございますけども、転入して子供を産む場合とかというのもあります。今回の3条のところでは、出産の日後において6月以上居住している者ということで、転入なさった方が6か月以上住めば申請できるよ、5年以上住むつもりだよというふうなことで、この申請をしていただくと交付できるよということになりますし、正直やはり転勤がある仕事のような方で、6か月は住んだと、ただでも来年は転勤する予定だというふうなところは、見込み、居住しようとする者というふうなものじゃないような方は、やはり返還というものがありますので、そこは考えて申請をなさってくださいというふうなものでございます。先ほど言った、住んでいる方におあげしたいというふうなものの大前提はございます。ただ、今のような形の5年を経過しなかった場合には戻していただくというふうなものも確かに検討いたしておりまして、定住奨励金等にもやはり5年というふうなうたい文句がございまして、それと同じような形で、住んだ年数によって傾斜したような形で返還金をいただくというのも、正直長く住んでもらいたい、あるいはずっと喜んで住んでもらいたいというふ

うな意味と、あとは本当に住む意思の確認というふうなものであって、確認させていただきながら、申請によって交付するということも、長く住んでもらいたいという意味からこの条文をつけているというふうにご理解いただきたいと思います。やはり出産をお祝いしたいという気持ちで、この条例は本来つくっておるというふうにご理解をいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

支給は、現金で支給されるのか、あるいは商品金で支給されるのか、どのような支給方法になるのでしょうか、教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

今回の条例のほうには、御覧のとおり、商品券というものをうたっておらないところでございまして、委員お考えのとおり、これは現金で支給するというふうな考えで、やはり町内だけで調達できないものがある際に、現金で支給してほしい、あるいはワクチン接種なんかも商品券で助成しているところもありますけども、たまにやっぱり現金で欲しいというところもありまして、そのような要望等を勘案した結果、今回は現金支給を検討しておるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

現金で支給されるというふうなことです。分かりました、この分については。

出産祝金、当町にとっては少子化対策を充実するというような大きな目標がありますよね。そういったような中で、この目的にあるとおり、誕生を祝福して、少子化対策とか子育て対策に資するというふうな形で、もっともなことだと思いますが、私ちょっとこの中身を見させてもらって気にかかったのが、第3条の第1項、出産の日後においても6月以上居住している者と、それから第5条の第1項の、申請は6月経過後速やかに町長に申請することができる、ここの部分なんですね。例えば子供の誕生といったような場合には、通常一般、誕生すればすぐに祝福、お祝い、おあげするのが通常じゃないのかなど。これでいけば、6か月たたなければ申請もされないし、いただけないというような中身ですよ。これを少し視点を変えれば、この6か月以上に関わる分については、例えば出産日から6か月以上住所を有している者では駄目なのかどうか。そうし

ますとすぐに支給はできますよね。そういったような、経過後じゃなくて、出産した6か月前からいけば支給できるようになれば、出産すればすぐにこういったような部分が出生届と同時に分かれれば、こういったような対応ができるのじゃないのかなと思いますので、ここの分が少し字句を変えただけで大分お祝いの仕方が違ってくる。6か月過ぎてからの部分よりは、出生、誕生した場合、速やかにお祝金をおあげしたほうがよいのではないのかなと私はそのように解釈しますが、その辺はいかがでしょうか。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

#### 健康福祉課長（榎木幸夫君）

お答えいたします。お祝金の趣旨というところからすると、単純にある一定の少額の金額であれば、住所を登録して、出産を待って確認して、交付するというふうな考えもできます。今回のものは、申請によって受け付けるような形をつくっております。実は、やはり住民登録をするだけで、例えば出産するだけで、町外に転出されてしまうような形も、それは虚偽と言ってしまえば虚偽なのかもしれないし、虚偽じゃなかったと言ってしまえばそうなるかもしれません。ある意味で、やはり本当に住む意思といいですか、そこら辺の確認と、これからもずっと住んでいただきたい、あるいはこの中には町税等の滞納のない者というふうなこともうたっておりますけども、その6か月間にきちんと納付していただければ、その事後に、6か月の申請をした際にそういうものがなければ交付もできますし、本当に今までなかったものを、第1子10万円、第2子10万円、第3子10万円というふうなことだと少額でございまして、だんだん20万円、30万円となってきたときに、転出して、町に効果があったのかというふうな形のことでもありますので、今回は他の町村の例等も勘案しながら、その6か月間の居住のところを1項目加えて、また正直定住していただきたいということで、5年間の住む見込みというものも付け加えさせていただいて、条例を作成した趣旨でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

事情はいろいろあるかと思いますが、先ほど姉帯委員も発言しておりましたとおり、こういったような部分は実際に出産した方からのご意見など、十分お聞きした上で決定したほうがより実態的な本当のお祝金になるのじゃないのかなと、このように思いますので、これ施行した際には、この該当されました、お祝金を頂戴した、そのどちらがすごくよかったのか、そういったような部分についても十分考えなければならないのではないかなと、そのように私は思います。

それから、条件がもう一つ、第3条の第2号がありますよね。引き続き5年以上本町

に住所を有しというふうなことがあるわけですが、これは何か条件で誓約書みたいなのを取るんですか。どのような確認でこれをやるんですか。お祝金ですから、あまり私は条件つけないほうがいいのじゃないのかなど、このように思います。この出産祝金を目的に、受給を目的に来るでしょうかね。町民に、居住したいような対応するでしょうかね。私は、そのような部分についてはあまり考えなくても、都会と違ひまして、そのように考えますが、あまり条件をつけた上でのお祝金、果たしてお祝金の感じになるでしょうか。そういったようなことも含めますと、お祝金の部分については一定の条件さえあったら、もうお祝金をこのように支給するというふうなことで、せっかくの少子化対策、子育て対策、こういったような部分で大いに役立つような中身が欲しかったなど、私はそうと思いますが、いかがでしょうか。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

#### 健康福祉課長（檜木幸夫君）

委員おっしゃられたことも十分検討させていただきながら、提案する際には考えた結果を提案してございます。今後アンケートを取りながら検討させていただきたいと思っておりますし、実際に子育てする環境の皆さんが、あるいは転入してきても、葛巻の子育てブックみたいなものにきちんと反映して、皆さんに全体内容を理解していただきながら、葛巻町がこんなふうにご支援していますよというふうなのを理解していただきながら、この出産祝金から途切れない町の子育て支援政策を進めていく上で、いろんな町民からの参考意見を伺いながら進めてまいりたいというふうにご考えます。今後そういうふうに進めさせていただきたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第13号、葛巻町出産祝金条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第13号、葛巻町出産祝金条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第14号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第14号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第14号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第15号、町道路線の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

これは、聞きたいことの1つは、古川戸って書かれていますけども、最終的にはこの番地だけでは分からないんですけども、それとあと変わったところを見ると、延長だけが増えているような形ですが、どういう状況でしょうか、お願いします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

#### 建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。今回提案している路線につきましては、古川戸橋から垂柳方面に向かったところが町道古川戸線ということでこれまでなっておりました。ちょっと表現しづらいんですけども、夢見る里ふれあい交流館よりずっと手前のほうになります。南側になりますけれども、隣接するところから垂柳の集落のところまでが農道垂柳線ということで、これまで管理してございます。当時はその農道で、町道は、古川戸の集落のところなものですので、生活道という認識で町道ということになっていたわけですけども、農道垂柳線のほうにつきましては、当時はどうしても畑とかそういった農地があるところということで、農道による改良整備を進めてきたという経緯がございます。ただ、現在は古川戸地区と垂柳地区を結ぶ生活道と申しますか、途中で集会所もございまして。そういったことで、そういう生活道としての趣が多くなってきているということから、今回町道で一括して管理運営したほうが望ましいということで、町道のほうに切り替える予定でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

今課長がおっしゃっていたように、農道から町道への変更というふうなことで、せっかく町道になるわけですが、起点の古川戸橋と終点のあそこは垂柳橋というんですか、あの直角のカーブですよ、川向かい側が両方。あれが車に乗っても1回でなかなか、面倒なカーブですので、ここの両方の起点と終点の橋の部分については修繕が必要ではないのかなと、このように思いますが、どのように考えていますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。委員おっしゃいますとおり、今回の古川戸橋、あと垂柳橋、特にも古川戸橋を渡って左側というところは、急なカーブになっているというのは承知しているところでございます。町道310キロほど町内にはございます。その中でもこういった、特に馬淵川を渡る橋梁の部分というところは、結構こういうふうに鋭角に曲がるような箇所がたくさんございまして、そういったところを今後少し精査しながら、こういった形で整備をしていったらいいのか、使い勝手がよくなるのかというところをもう少し検討のほうしながら進めていきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

渡っている方は分かるかと思っておりますので、町内にそのほかにもたくさんあるというふうなことで、そんなには多くはないと思っておりますので、あのように直角にカーブになるのは、ここにかかわらず、なかなか1回目で切れないような町道については、やはり改修が必要であろうと思っておりますので、総点検をした上で一刻も早く改善になるようお願いしたいなど、このように思います。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



異議なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 15 号、町道路線の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 15 号、町道路線の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 16 号、葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 16 号、葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 16 号、葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12、同意第 1 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第 1 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、同意第 1 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

以上で本日の審査日程は全て終了しました。

12日木曜日は、午前10時から開きますので、本会議場にご参集くださるよう口頭をもって通知します。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

( 散会時刻 12時14分 )